

## 第2章 早期復旧に向けた取組

### 1 生活再建支援

死亡 35 名、行方不明者 4 名の人的被害のほか、多くの住宅の被災など、被害は甚大であり、発災直後からライフラインの早期復旧作業、その間の生活確保のための支援、避難所の開設支援及び被災者等へのこころのケアや、島内外からの災害ボランティアの活動支援などを実施してきた。

平成 25 年 11 月からは、東京都と区市町村職員を大島町に派遣し、建物被害認定調査及びり災証明発行業務の支援を実施し、各種支援金等の支給や貸付も始まっている。

今後も早期の生活再建に向けて、大島町と連携しながらこれらの取組を着実に進めていく。

#### (1) 応急給水活動及び応急復旧の支援<水道局>

大島町からの要請を受け、応急給水及び応急復旧支援のため、平成 25 年 10 月 17 日から同月 31 日までの間に職員延べ 21 名、応急給水車（2 トン車）2 台等を派遣した。

また、ペットボトル東京水（350ml）10,000 本及び給水袋 6,000 枚を提供した。

（平成 25 年度実施済み）

#### ア 応急給水活動

大島町と調整の上、大島町役場、岡田出張所、大島支庁で実施した。

#### イ 応急復旧支援

被害状況調査や応急復旧に際し、技術的な助言等を実施した。



応急給水の様子（大島町役場）



被害状況調査

## (2) 大島高校における避難者対策への支援及び地域貢献<教育庁>

都立大島高等学校における避難所開設に伴い、避難者対策に必要なとなった投光器等の物資及び生徒等の復旧作業等地域貢献活動に必要な物資を緊急支援した。

(平成 25 年度実施済み)

### ○ 主な支援物資

投光器、LED ランタン、一輪車、誘導灯、ヘルメット用ヘッドライト、カラーコーン、トランシーバー、台車、長靴、雨合羽 等

## (3) 災害ボランティア活動支援<生活文化局>

平成 25 年 10 月 28 日に東京ボランティア・市民活動センターと共同で東京都災害ボランティアセンターを設置し、現地でボランティアの受入れ等を実施している大島社会福祉協議会災害ボランティアセンターの運営を支援するため、災害ボランティアコーディネーターを 9 名派遣した。

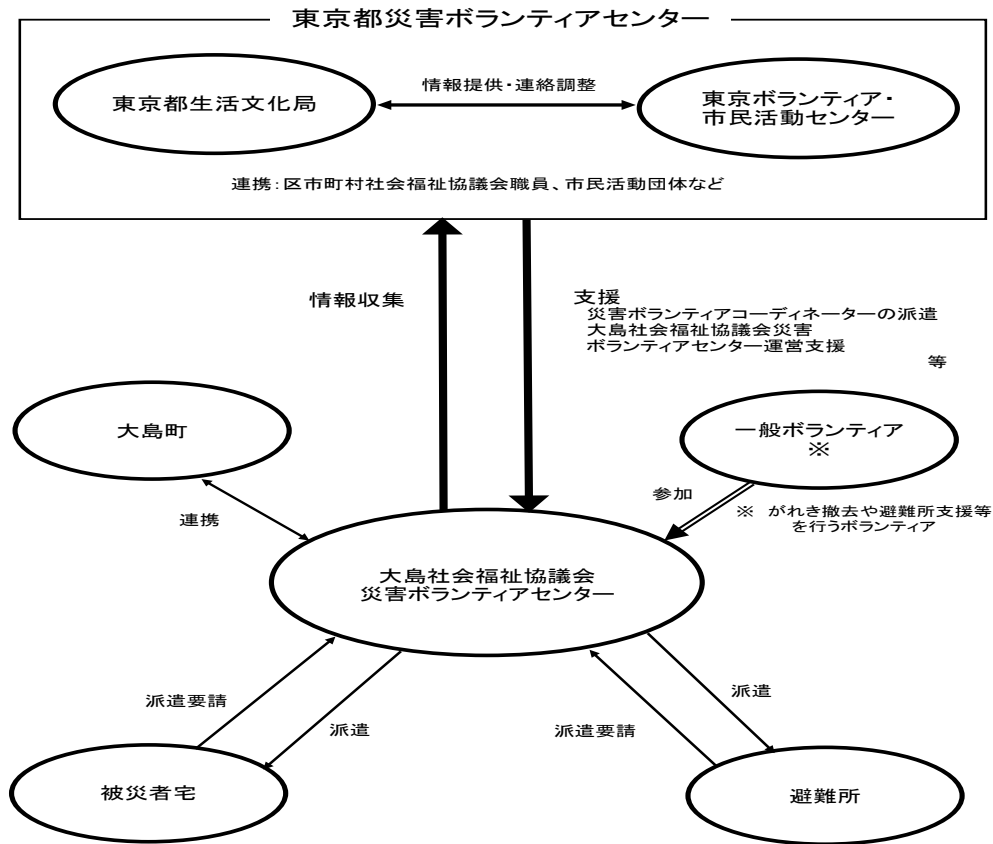
その後も、現地と連絡調整を行いながら災害ボランティアコーディネーターを継続的に派遣した。

(平成 25 年度実施済み)

- 大島社会福祉協議会災害ボランティアセンターにおける災害ボランティアの受入人数(延べ人数)〔平成25年10月18日から平成25年12月16日まで〕
  - ・約 7,000 名

○ 運営支援構図

大島社会福祉協議会災害ボランティアセンターの運営支援



(4) 被災者等に対するこころのケア<福祉保健局・病院経営本部>

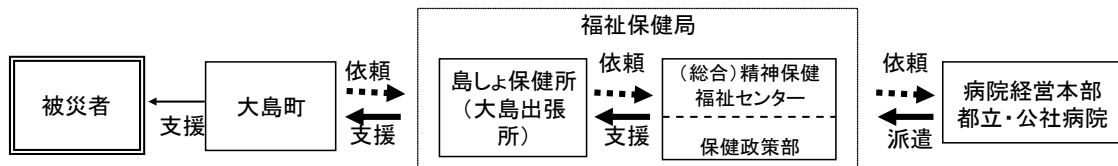
被災者等のこころのケアについては、大島町と密接に連携して、支援を実施する。主として福祉保健局から保健師等の専門職を派遣するほか、必要に応じ、病院経営本部にて都立・公社病院の精神科医等を派遣する。

(平成 25 年度実施中)

ア 被災者に対する支援内容

大島町からの依頼に基づき福祉保健局から保健師・心理職等の専門職を派遣し、被災地域の方を中心に自宅などを個別に訪問し、災害後に起きている心身の変化に関する健康相談や、継続的なこころのケアが必要な方を把握するためのスクリーニング調査を実施する。継続的な支援が必要な方へは、訪問や面接相談等を行うほか、定期的に災害後のこころの健康に関する情報提供等を行っていく。

- 被災者に対する支援期間
  - ・ 第1回：平成25年11月～12月の間  
(11月8日から健康相談・健康調査開始)
  - ・ 第2回：平成26年5月頃
  - ・ 第3回：平成26年11月頃
- ※調査結果に応じて月1回程度定期的に訪問
- イメージ図

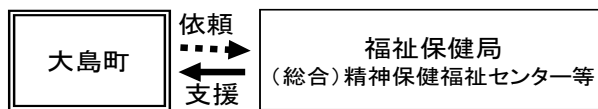


- イ 大島町職員等に対する支援内容
 

大島町からの依頼に基づき、大島町役場の職員等に対して、ストレスチェックの実施や、普及啓発、継続的な支援が必要な方に対する面接相談など、こころの健康に関する支援を行う。

- 大島町職員等に対する支援期間
 

必要に応じて1年間程度実施する。
- イメージ図



**【参考】国制度による大島町消防団員に対する支援について**

災害発生後直ちに、総務局から大島町に総務省消防庁による「緊急時メンタルサポートチーム」についての内容を紹介した。

その後、12月10日に大島町から総務省消防庁あてサポートチームの派遣要請があり、平成26年1月に講義形式によるメンタルサポートを実施し、あわせて消防団員の状況をチェックする予定である。また、必要に応じて消防団員個人別の対応を行う。

(5) 学校等への緊急支援<教育庁>

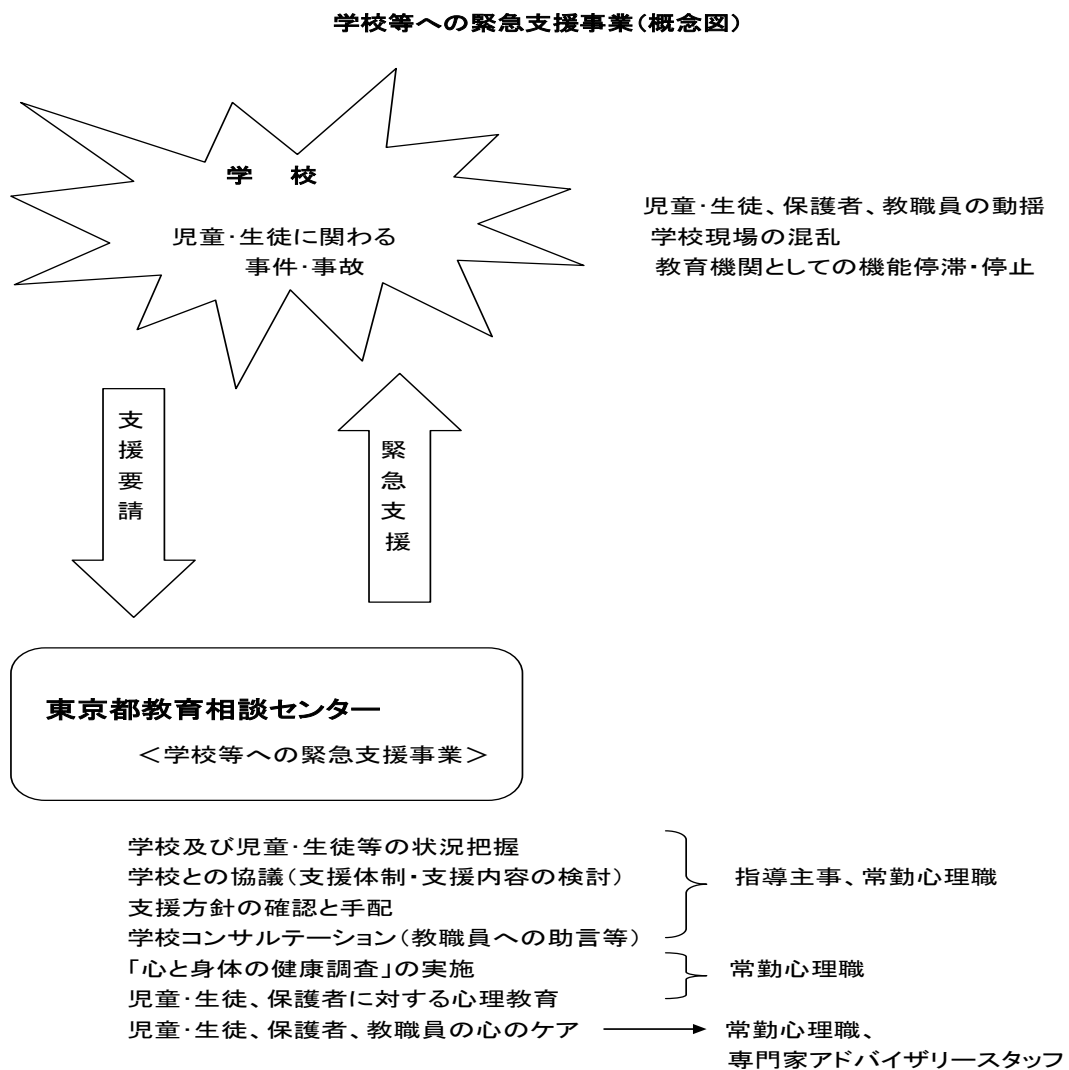
児童・生徒、教職員及び保護者の心のケアと、学校における日常性を取り戻し維持するために、学校等へ緊急支援を行った。活動の内容は、大島町立保育園、つばき小学校、第一中学校、都立大島高等学校の児童・生徒、教職員、保護者等に対する心のケア（面接）のほか、助言等を行った。

今後は、教職員等からの相談に常勤の心理職が電話で応じるとともに、教育委員会や学校等からの要請に基づいて、東京都教育相談センター職員（常勤心理職、指導主事）及び専門家アドバイザースタッフを学校等に派遣するなどの支援を行う。

(平成 25 年度実施中)

- 心のケア面接者数（延べ人数）〔平成 25 年 11 月 15 日時点〕
  - ・ 総数 195 名

- 学校等への緊急支援事業（概念図）



**(6) 防疫対策<福祉保健局>**

ア 土砂災害に起因する感染症の発生を防止するため、地元消防団等が行方不明者の捜索時に使用する感染防護具（マスク、ガウン、手袋、キャップ等）150人分を提供した。

（平成25年度実施済み）

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、島しょ保健所長が大島町に消毒の指示を出し、大島町が実施主体となって11月8日から家屋等の消毒作業を実施している。なお、消毒に要する経費は、一定の割合で東京都が経費を負担する。

（平成25年度実施中）

**(7) 自宅家屋等に被害のあった生徒に対する支援<教育庁>**

台風26号における風雨等により、自宅家屋等に被害を受け、教科用図書等を消失した生徒2名に対し現物給付を行った。

（平成25年度実施済み）

○ 対象生徒

都立大島高等学校に在籍し、平成25年台風26号に伴い教科用図書等を消失した生徒

○ 対象項目（就学のため再度購入する必要のある物品）

- ・教科用図書等授業に必要な図書類
- ・実技、実習に要する用具の購入に要する経費

※ 授業で使用するノート・筆記用具等の一般文房具は対象外

**(8) 被災者台帳を用いた生活再建支援<総務局>**

ア 東京都と国（京都大学・新潟大学等）で開発した被災者生活再建支援（り災証明発行）システムを活用し、大島町が実施した建物被害認定調査及びり災証明書の発行業務において、新潟大学、企業等の専門家や東京都と区市町村職員を派遣して業務の支援を行った。

（平成25年度実施済み）

イ 現在大島町で構築中の被災者台帳の情報を大島町と都で共有することにより、各種支援事業を大島町と都で効率的に漏れなく適用し、被災者の生活再建を効果的に進めていく。なお、平成25年10月1日に施行された改正災害対策基本法の規定において、相互に被災者情報の提供が可能となったことから、本件は、本改正法律施行後における全国初の適用となった。

（平成25年度実施中）

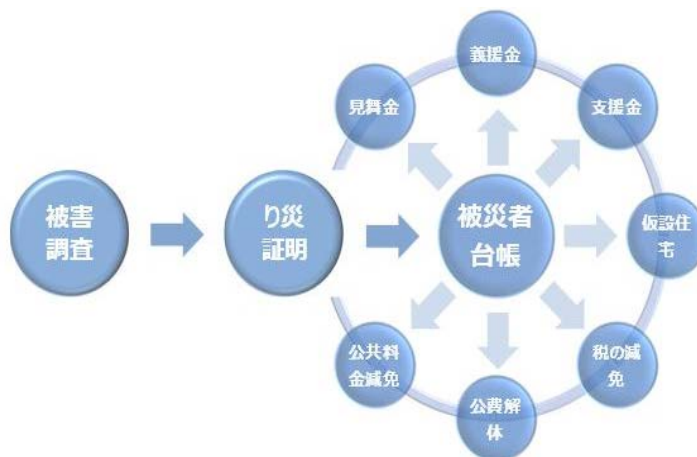
○ 人的支援

- 建物被害認定調査：平成 25 年 11 月 4 日から 9 日に都職員 32 名、区市町村職員 32 名を派遣
- かり災証明発行業務：平成 25 年 11 月 20 日から 28 日に、都職員 4 名、区市町村職員 12 名を派遣



建物被害認定調査時

【参考】大島町被災者台帳構築イメージ図



(9) 弁護士等の専門家の派遣<総務局>

大島町が被災者に対し平成25年11月21日から27日までに開設した「特別相談窓口」において、「災害復興まちづくり支援機構」を構成する19団体(※)との協定に基づき、弁護士等の専門家を延べ20名派遣した。

(平成25年度実施済み)

※災害復興まちづくりに関する協定締結団体(19団体)

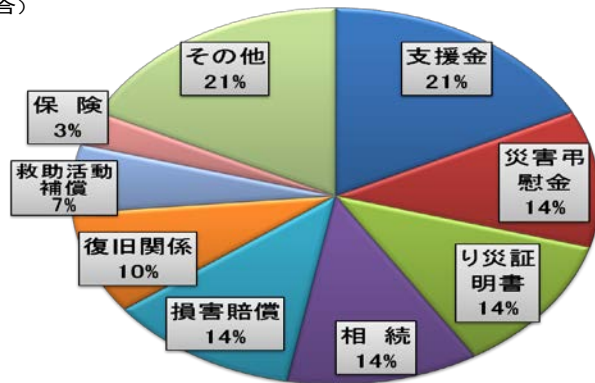
- 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、
- 東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、
- 東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、
- 一般社団法人東京都中小企業診断士協会、
- 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、
- 一般社団法人東京都建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会、
- 公益社団法人日本技術士会、
- 一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、
- 公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、
- 日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東支部、
- 一般社団法人再開発コーディネーター協会、
- 一般社団法人全日本土地区画整理士会

○ 派遣期間中の相談結果

**災害復興まちづくり支援機構による  
台風26号大島町専門家派遣の相談結果(概要)**

相談者29名(相談項目と割合)

支援金	21%
災害弔慰金	14%
り災証明書	14%
相続	14%
損害賠償	14%
復旧関係	10%
救助活動補償	7%
保険	3%
その他	21%



1人が複数項目の相談をしたケースがあるため合計は100%を超える。



(10) 災害援護資金及び被災者生活再建支援金の受付体制の強化

＜福祉保健局＞

大島町が被災者に対し平成 25 年 11 月 21 日から 27 日まで開設した「特別相談窓口」において、「災害援護資金の貸付」及び「被災者生活再建支援金の支給」に係る被災者の相談業務を支援するため、職員を延べ 7 名派遣した。

(平成 25 年度実施済み)

(11) 災害に関する税務上の取扱い＜主税局＞

災害に関する税務上の取扱いを大島支庁等の窓口や主税局公式ホームページ等で周知し、納税者からの申請に基づき適用することによって、被災者へ税制面での支援を行う。

(平成 25 年度実施中)

ア 都税の減額及び減免

(ア) 自動車税（減額）＜平成 25 年度課税分まで＞

被災した自動車を解体した場合、申立により自動車税を減額する。

なお、平成 25 年台風 26 号によって大島町内で被災した自動車については、解体証明書やり災証明書の提出は不要とする。

(イ) 個人事業税（減免）＜平成 25 年度課税分まで＞

損害を受けた事業用資産や住宅及び家財等に対し、その損害の程度に応じて未到来納期限分の個人事業税額を申請により減免する。

ただし、資産の損害金額が、合計所得金額の 20%を超えている場合に限る。

(ウ) 不動産取得税（減免）＜平成 28 年 10 月まで＞

取得した不動産（土地、家屋）を、災害等により滅失・損壊した場合には、申請により、被災不動産または代替不動産のいずれか一方に対する不動産取得税を減免する。

イ 都税の徴収猶予 ＜平成 25 年度実施中＞

災害により一時に都税を納税できない場合において、納税者からの申請に基づき、内容審査の上 1 年間の徴収猶予を実施する。

なお、徴収猶予が適用された場合において、当該猶予期間中に生じる延滞金を免除する。

## 【参考】主税局公式ホームページ

東京都主税局  
Bureau of Taxation

◎ サイトマップ ◎ 東京都公式ホームページ

トップページ 申請様式ダウンロード 都税事務所等一覧 都税納付先金融機関

都税について調べる 最終更新日:平成25年12月9日

**税目**から調べる

**Q&A**から調べる

**シーン**から調べる

- 自動車と税金
- 不動産と税金
- 仕事と税金

災害に関する税務上の取扱いについて

- 風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方には、都税を減免する制度があります。都税の減免制度等については、所管の各都税事務所・各支庁にお問い合わせください。
- ＊都税以外の地方税の減免制度については、お近くの区市町村にお問い合わせください。
- 災害による被害を受け、自動車を使用できなくなった場合には、自動車税の減額制度があります。
- 国税に関する主な税務上の取扱い
- 台風26号により被害を受けた大島町に対する義援金を支払った方へ
- ＊大島町に対する義援金の募集については、こちらをご覧ください。

TOPICS

### (12) 伊豆大島等台風26号災害東京都義援金＜福祉保健局＞

台風26号により被害を受けた大島町への支援を実施するために、平成25年10月19日から義援金の募集を開始した。

(平成25年度実施中)

一般都民・企業等団体から義援金を募るとともに、募集協力団体である日本赤十字社東京都支部及び東京都共同募金会において受け付けた義援金についても集約し、東京都義援金配分委員会で配分方法等について審議した上で配分する。

(平成25年度実施中)

- 義援金募集期間（状況によって、期間を延長することもあり。）  
平成25年10月19日から平成26年1月31日まで
- 第1次配分（平成25年11月15日決定）
  - ・配分額：1億5700万円
  - ・配分対象：（人的被害）死亡者及び行方不明者（世帯）、災害障害見舞金の給付対象となった方  
（住宅被害）全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
- 今後の配分予定  
12月末時点及び1月末時点での金額をそれぞれ翌月上旬に配分する。

○ 義援金配分委員会の構成

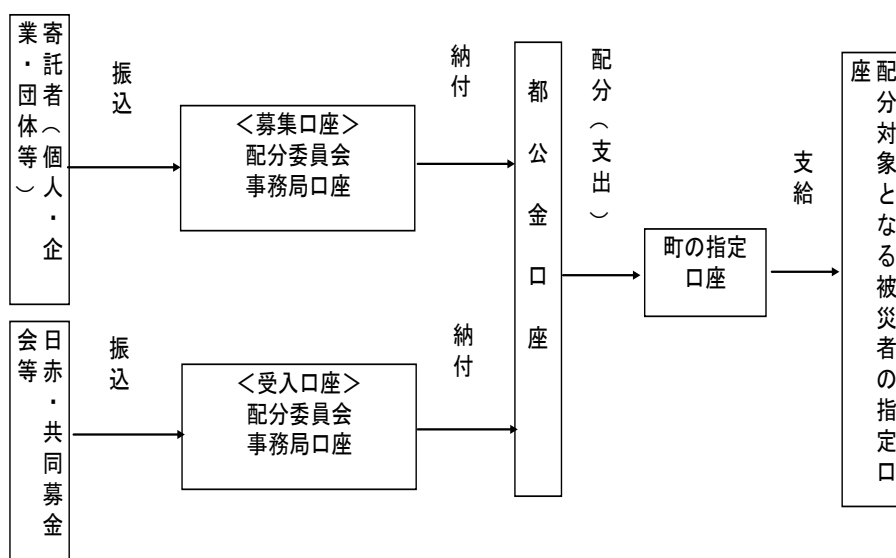
**東京都義援金配分委員会・監事名簿**

平成25年11月現在

区 分	委員数	職 名 等	委 員 氏 名	
委 員	特別区長会	1	江戸川区長	多田 正見
	東京都市長会	1	昭島市長	北川 穰一
	東京都町村会	1	檜原村長	坂本 義次
	都民代表	1	東京都民生児童 委員連合会会長	福田 豊行
	日本赤十字社東京都支部	1	事務局長	後藤 明
	NHK	1	視聴者事務局事業部副部長	佐倉 一徳
	NHK厚生文化事業団	1	常務理事	大島 勉
	東京都共同募金会	1	常務理事	小海 博指
東京都	2	副知事	安藤 立美	
		福祉保健局長	川澄 俊文	
委員計	10			

監 事	東京都社会福祉協議会	1	副会長	小濱 哲二
	日本公認会計士協会	1	副会長	深代 勝美

○ 義援金の流れ



【参考】

平成 25 年 12 月 19 日、東京都に対し、天皇皇后両陛下から見舞金の御下賜があった。

台風 26 号の被害に対して以下の府県市から災害見舞金等が東京都に贈られた。

岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、福井県、長野県、愛知県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、名古屋市（予定含む）

大島町の方々への支援として、東京都都議会議員より集まった見舞金など、総額 150 万円を「台風 26 号による大島町の災害に対する見舞金」として、東京都議会より大島町に贈られた。

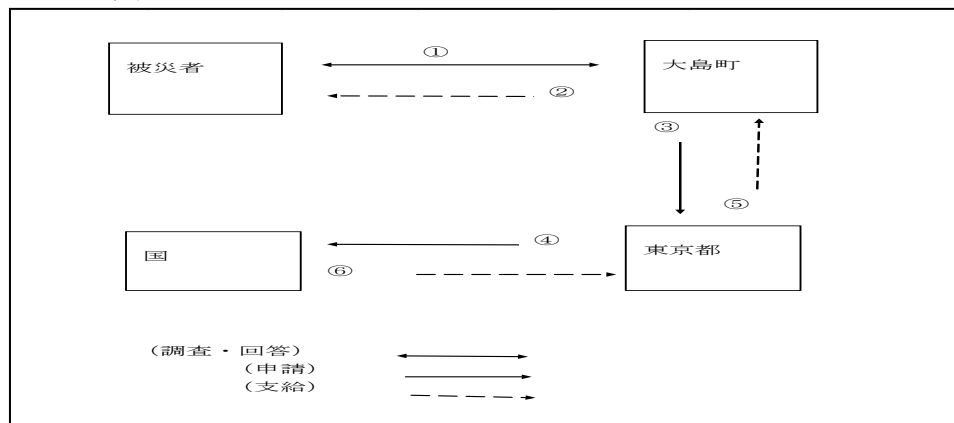
東京都は、職員からの義援金を募り、義援金額 94,507,246 円を「伊豆大島等台風 26 号災害東京都義援金」口座に送金した。

(13) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給<福祉保健局>

大島町が台風 26 号災害により死亡した者の遺族に対して支給する「災害弔慰金」及び精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する「災害障害見舞金」について、一定の割合で東京都が経費を負担する。

(平成 25 年度実施中)

- 大島町による遺族等への支給  
災害との因果関係が確認できた場合、平成 26 年度以降でも支給される。
- 東京都から大島町への負担金支出  
毎年 12 月に大島町から東京都へ申請し、東京都から都負担金を年度末に支出する。
- フロー図



(14) 被災者生活再建支援金の支給（国制度）＜福祉保健局＞

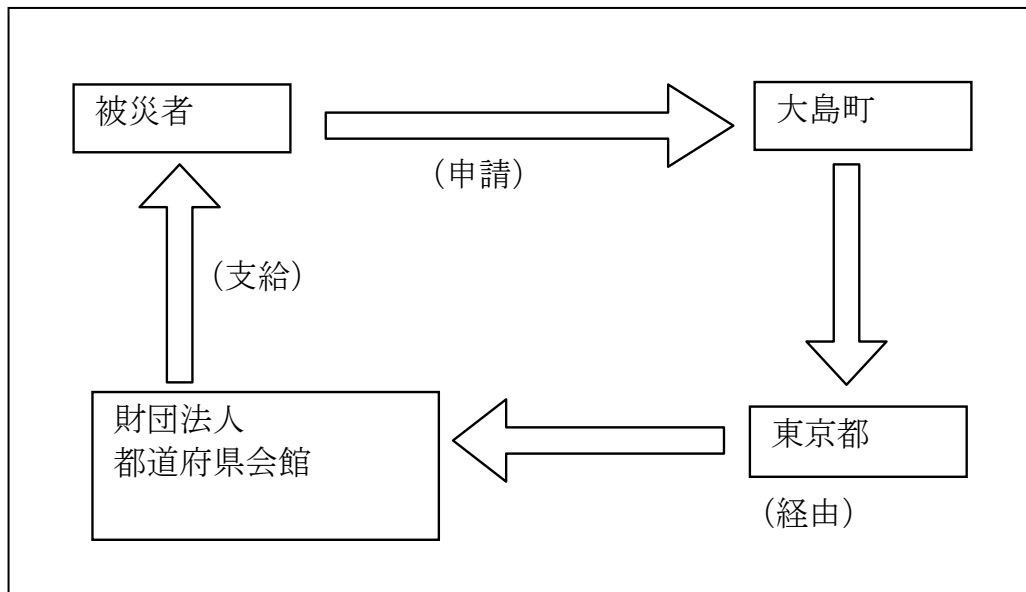
居住する住宅に著しい被害（全壊・大規模半壊等）を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。大島町から東京都を経由し、被災者生活再建支援法人へ支給申請する。

なお、支援金の財源は被災者生活再建支援基金である。

（平成 25 年度実施中）

- 基礎支援金（申請期限：平成 26 年 11 月 15 日まで）
  - ・ 全壊、解体、長期避難 100 万円
  - ・ 大規模半壊 50 万円
- 加算支援金（申請期限：平成 28 年 11 月 15 日まで）
  - ・ 建設、購入 200 万円
  - ・ 補修 100 万円
  - ・ 賃借（公営住宅以外） 50 万円

○ フロー図



(15) 被災者生活再建支援金の支給（都制度）＜福祉保健局＞

居住する住宅に被害を受けた半壊世帯のうち、国制度の被災者生活再建支援金の支給対象とならないものに対し、都制度による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

（平成 25 年度実施中）

- 支給額（申請期限：平成 26 年 11 月 15 日まで）
  - ・ 建設、購入 200 万円
  - ・ 補修 120 万円
  - ・ 賃借 80 万円

(16) 災害援護資金の貸付（国制度）＜福祉保健局＞

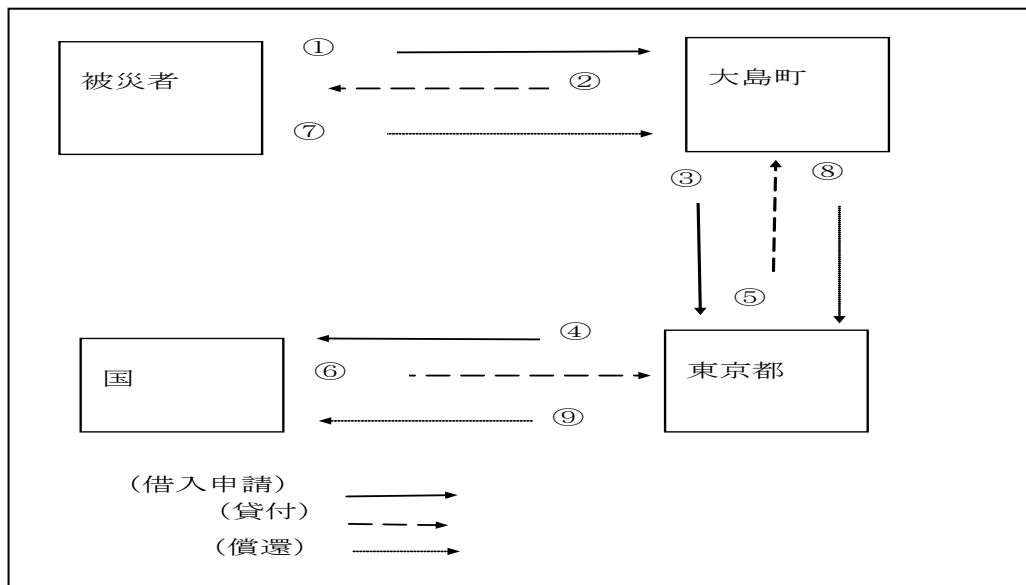
大島町は、台風 26 号災害により、住居、家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的として、当面の生活資金を貸し付ける。東京都は、平成 25 年度末に大島町へ貸付金を支出し、併せて国からの貸付金（東京都が大島町に貸し付ける貸付金の額の 3 分の 2 に相当する金額）を受け入れる。

（平成 25 年度実施中）

平成 29 年度後半から大島町から貸付金の償還を受け入れ、平成 30 年度前半から国へ償還をしていく。

（平成 27 年度以降実施予定）

- 貸付限度額（被害の程度に応じた限度額を設定）
  - ・ 150 万円（世帯主の 1 ヶ月以上の負傷、家財の 1 / 3 以上の損害）から 350 万円（住居の滅失又は流出）まで
- 利率：年 3 %（据置期間（原則 3 年）は無利子）
- 償還期限：10 年（据置期間を含む）
- 貸付申請期限：平成 26 年 1 月 31 日まで
- フロー図



(17) 災害援護資金の貸付（都制度）＜福祉保健局＞

国制度の災害援護資金の貸付限度額を超えてなお、貸付金を必要とする世帯主に対し、都制度による災害援護資金を貸し付ける。平成 25 年度末に大島町へ貸付金を支出する。

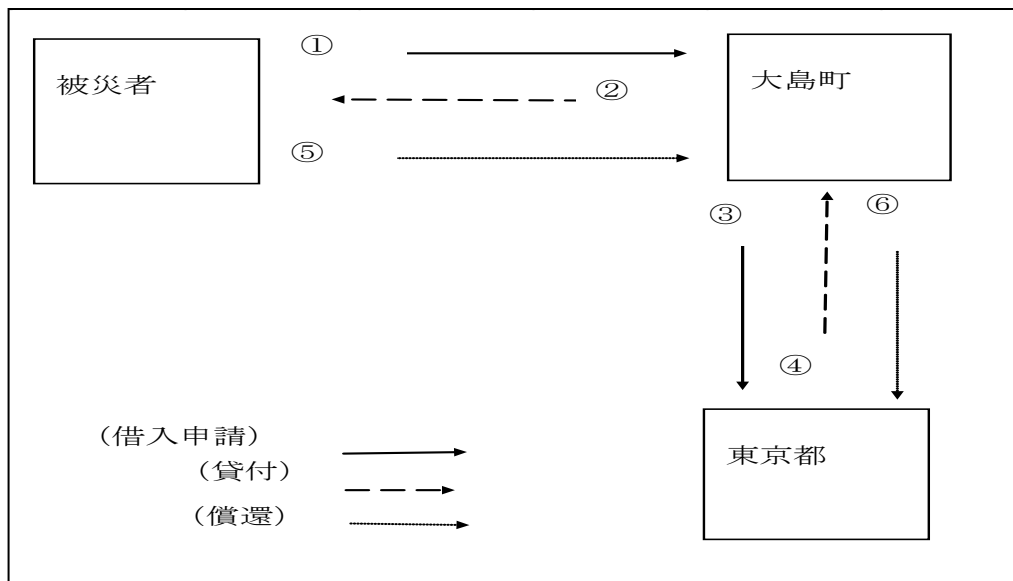
（平成 25 年度実施中）

平成 29 年度後半から大島町から貸付金の償還を受け入れる。

（平成 27 年度以降実施予定）

- 貸付限度額（貸付対象被害に関わらず限度額を設定）  
150 万円  
（世帯主の 1 ヶ月以上の負傷、家財の 1 / 3 以上の損害、住居の半壊・全壊・滅失又は流出）
- 利率：年 1 %（据置期間（原則 3 年）は無利子）
- 償還期限：10 年（据置期間を含む）
- 貸付申請期限：平成 26 年 1 月 31 日まで

○ フロー図



(18) 営業許可等手数料の免除＜福祉保健局＞

被災した食品衛生関係、薬事関係、環境衛生関係及び獣医衛生関係の業者等が、大島町において当該営業を再開するに当たって、許可を受けようとする場合等の手数料を免除する。

（平成 25 年度実施中）

ア 対象手数料

- ・東京都福祉保健局関係手数料条例第 2 条別表のうち、食品衛生関係営業、薬事関係営業及び環境衛生関係営業に係る手数料
- ・東京都動物の愛護及び管理に関する条例第 34 条に定める手数料
- ・プール等取締条例第 4 条に定める手数料
- ・東京都ふぐの取扱い規制条例第 20 条に定める手数料
- ・食品製造業等取締条例第 11 条に定める手数料
- ・化製場等の構造設備の基準等に関する条例第 12 条に定める手数料

イ 手数料免除の要件

- ・り災証明書により、被災の事実を確認できること。
- ・営業許可等の申請の場合は、被災の事実に加え、営業許可等を取得していた施設の営業者が、同一の営業種別で許可等の申請をすること。

ウ 免除措置期間

平成 25 年 11 月 21 日から平成 26 年 11 月 20 日まで



## 2 住宅対策

今回の災害に伴う住家の被害は、全壊 71 件、大規模半壊 15 件、半壊 25 件、一部損壊 92 件（平成 25 年 11 月 24 日現在）となっている。

こうした被害に対し、住宅等の被害における危険度判定の必要性の検討を迅速に実施するとともに、職員住宅を活用するなどの臨機応変な対応を実施した。

引き続き、早期に生活を安定させるため、住宅に被害を受けた方々に対し、応急仮設住宅の建設のほか、住宅修理や再建に向けた支援を行う。

### （1）被災宅地の危険度判定＜都市整備局＞

大島町には、宅地危険度判定士がいないため、被災宅地危険度判定の必要性について現地調査を行った。その結果、土砂流出が起きた沢の上流部においては、宅地自体が崩壊し、それ以外の地区では宅地被害がほとんどないため、当面、被災宅地危険度判定の必要性は低いと、今後、梅雨期に備え技術的支援の検討を行う。

（平成 25 年度実施済み）

### （2）被災建築物応急危険度判定＜都市整備局＞

大島町には、応急危険度判定員がいないため、被災建築物の危険度判定について、大島町に現地調査・ヒアリングを行った。その結果、建物被害の原因が土砂によるものであり、地震とは異なり、被害の大きいものほとんどないものに容易に二分できるため、応急危険度判定の必要性は低いと大島町が判断した。

（平成 25 年度実施済み）

### （3）職員住宅の活用＜産業労働局・教育庁＞

大島町からの要請に基づき、台風 26 号により自宅が全半壊するなどして避難生活を続ける大島町の住民の方々に対し、東京都教職員住宅（八重川第二住宅）及び島しょ農林水産総合センター大島事業所職務住宅を避難所として提供した。

（平成 25 年度実施中）

#### ○ 提供した戸数

- ・八重川第二住宅：16 戸
- ・島しょ農林水産総合センター大島事業所職務住宅：3 戸

- 提供期間
  - ・八重川第二住宅：平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
  - ・島しょ農林水産総合センター大島事業所職務住宅：  
平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- その他東京都負担  
両住宅とも、電気、ガス、水道の光熱水費等を東京都が負担する。

**(4) 生活確保支援に係る相談体制の強化等<都市整備局>**

大島町が被災者に対し平成 25 年 11 月 21 日から 27 日まで開設した「特別相談窓口」において、「応急修理」、「応急仮設住宅」、「災害復興住宅資金利子補助」に係る被災者の相談業務を支援するため、職員を延べ 16 名派遣した。

(平成 25 年度実施済み)

**(5) 建築確認等における手数料の免除<都市整備局>**

被害を受けた建築物を所有又は賃貸していた方が建築等を行う際の建築基準法に基づく確認申請等を東京都に提出する場合の手数料を免除する。

(平成 25 年度実施中)

**ア 対象手数料及び免除期間**

確認申請手数料 構造計算適合性判定に係る審査手数料 許可等申請手数料 位置指定道路の指定等の申請手数料	平成28年3月31日まで(予定)
完了検査申請手数料 中間検査申請手数料 計画変更確認申請手数料	平成30年3月31日まで(予定)

**イ 対象者**

大島町長が発行する「り災証明書」により、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された建築物を所有又賃借していた方

ウ 対象建築物(次の①、②又は③の場合について対象となる)

- ①延べ面積が、対象者が所有又は賃借していた部分の床面積の合計の 1.5 倍以下である建築物
- ②一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（※）で、延べ面積が 175 m<sup>2</sup>以下である建築物（対象者が被災した建築物に居住していた場合のみ。）
- ③ ①又は②の建築物の工事を施工するため必要となる仮設建築物

※ 兼用、併用住宅の場合は、住宅以外の用途に供する床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 未満であり、かつ、50 m<sup>2</sup>以下のものが対象となる。

なお、公益財団法人東京都 防災・建築まちづくりセンターにおいても、確認申請手数料や設計住宅性能評価料金などを免除している。

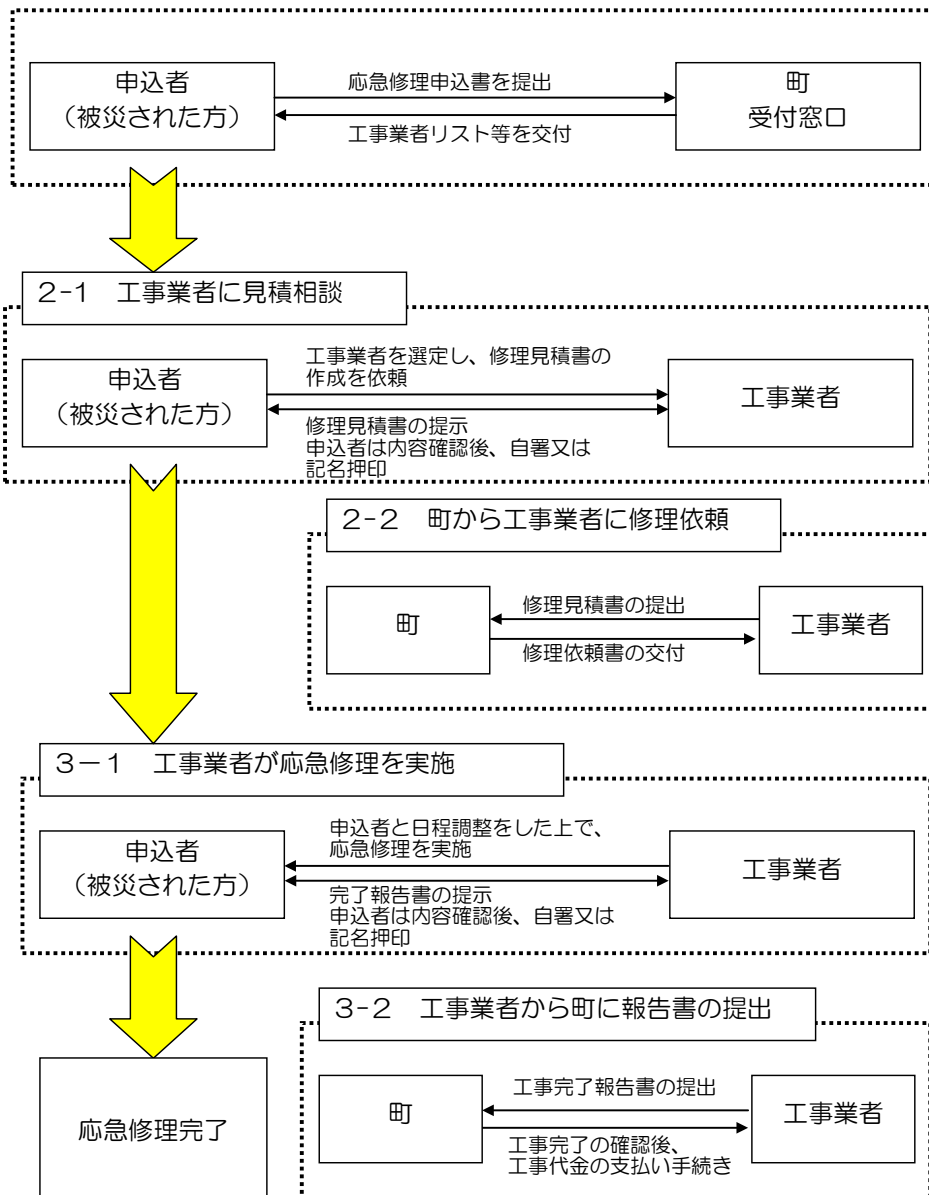
#### (6) 住宅の応急修理<都市整備局>

住家が半壊等した場合、居住に必要な最低限（居室、炊事場、トイレ等）の応急修理を、52 万円を限度に補助する。費用は、災害救助法に基づき、東京都と国が負担する。

(平成 25 年度実施中)

- 限度額は、一世帯あたり 52 万円
- 対象要件（次のいずれにも該当する方）
  - ・半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと（全壊でも応急修理により居住可能となる場合は対象）。
  - ・応急修理により避難所等への避難を要しなくなること。
  - ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。
  - ・半壊の場合は、前年の世帯収入が一定の範囲内であること。

○ フロー図

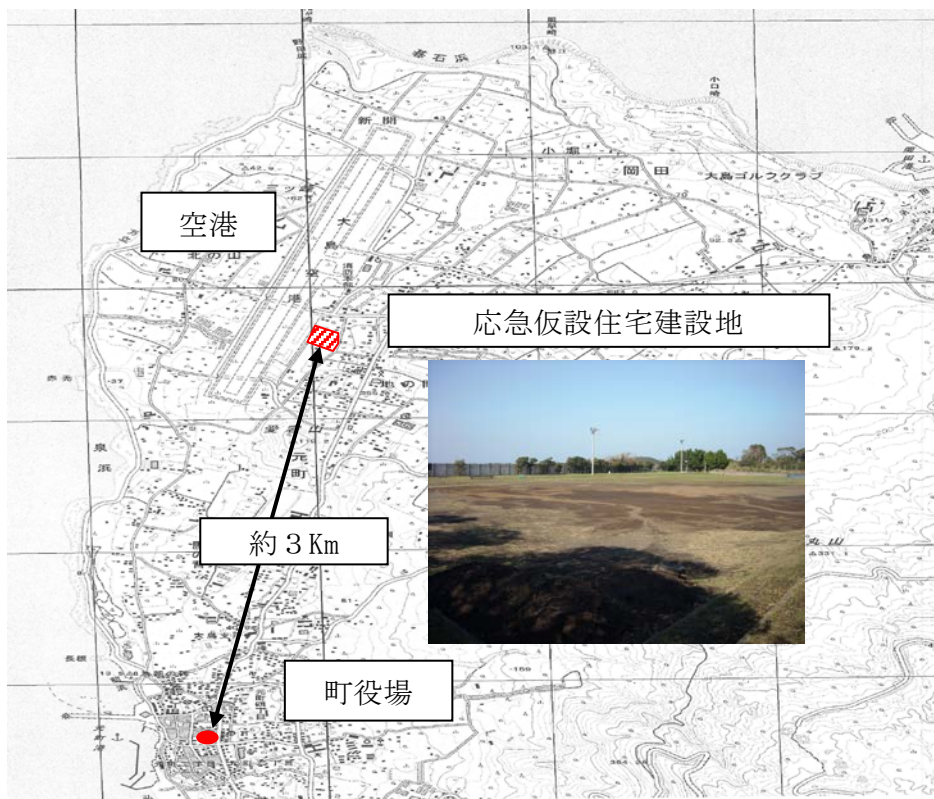


(7) 住宅確保支援（応急仮設住宅）＜都市整備局＞

大島町からの要請（平成 25 年 11 月 28 日）により、災害救助法に基づく  
応急仮設住宅を建設する。

（平成 25 年度実施中）

- 応急仮設住宅建設地  
旧大島町立北の山小学校跡グラウンド
  
- 着工から入居までのスケジュール
  - 平成 25 年 12 月 16 日 本体の基礎工事着手
  - 平成 25 年 12 月下旬頃から 本体のパネル部材の組立て
  - 平成 26 年 1 月上旬頃から 設備工事・内装工事
  - 平成 26 年 1 月 25 日頃 入居開始予定



**(8) 災害復興住宅資金利子補助<都市整備局>**

災害からの早期復興を支援するため、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修する場合、住宅金融支援機構の借入金に対して東京都が利子補助を行う。

(平成 25 年度実施中)

ア 利子補助内容

(ア) 利子補助期間

10 年間

(イ) 利子補助額

当初 5 年間：本人負担利子相当額

6～10 年目：1%相当額

(ウ) 利子補助の対象額

住宅金融支援機構の融資額

イ 対象者（次のいずれにも該当する方）

- ・平成 25 年台風 26 号により島しょ部において住宅に被害を受けた方
- ・住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を借り受ける方

**(9) 住宅確保支援（町営住宅）<都市整備局>**

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、大島町が町営住宅を建設する場合、その建設に要する費用の一定割合を都が補助する。

(平成 26 年度実施予定)

### 3 産業再開支援

今回の災害に伴い、栽培施設 110 棟、堆肥舎等の栽培関連施設 2 基、トラクター等の農業用機械 2 台の被害や、元町地区など海岸線 5 か所に及ぶ土砂流入による漁場被害などが確認されている。

発災 2 日後の 10 月 18 日から、大島町の中小企業者に対する「災害復旧資金融資」を実施し、その後、国の局地激甚災害指定等を踏まえ、金融支援策を大幅に拡充する等の対策を講じてきた。

今後、引き続き、被災された中小企業者や農業者・漁業者の事業再開のため、低利な融資や被害を受けた農業基盤施設や漁場等の早期復旧を支援していく。

#### (1) 中小企業制度融資<産業労働局>

大島町の中小企業者が早期に復旧を果たせるよう、土石流による被害や売り上げの減少など中小企業者の被害の状況に応じた、手厚い支援を講じる。

(平成 25 年度実施中)

##### ア 直接被害への支援

土石流等により直接的な被害を受けた中小企業者を対象に、事業復旧に必要な資金を長期かつ低利で融資する「災害復旧資金融資」を平成 25 年 10 月 18 日に開始した。

国の局地激甚災害指定や被害の実情を踏まえ、平成 25 年 11 月 15 日に「災害復旧資金融資」を大幅に拡充した。

- ・ 融資限度額：5 億 6000 万円
- ・ 融資利率：1.5%
- ・ 信用保証料の全額補助に加え、利子も全額補給（融資額 1 億円上限）

##### イ 間接被害への支援

中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証第 4 号(突発的災害)地域としての指定を受け、売上減などの間接被害を受けた中小企業者に対して、「経営支援融資」を平成 25 年 11 月 15 日に開始した。

- ・ 融資限度額：2 億 8000 万円
- ・ 融資利率：1.5～2.0%以内
- ・ 信用保証料の 2 分の 1 を補助

## ウ 金融支援の概要

被害状況	直接被害への支援		間接被害への支援
	災害復旧資金融資		経営支援融資（経営セーフ）
制度名	【拡充前】	【拡充後】	【新規】
融資対象	土石流に伴う事業所や設備の損壊等の被害を受け、大島町長より災証明書の発行を受けた中小企業者		取引先の被災や観光客の減少に伴う売上減等の被害を受け、大島町長よりセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者
資金使途	事業の再建に必要な資金		経営の安定に必要な資金 〔通常の融資枠とは別枠〕
融資限度額	1企業（組合） 8,000万円以内	1企業（組合） <u>5億6,000万円以内</u>	1企業 2億8,000万円以内 1組合 4億8,000万円以内
うち無担保	8,000万円以内	<u>1億6,000万円以内</u>	8,000万円以内
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間1年を含む。)	運転資金 10年以内 <u>設備資金 15年以内</u> (据置期間1年を含む。)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間2年を含む。)
融資利率	1.5%～1.7%	<u>1.5%*</u>	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内
利子補給	—	<u>融資額1億円を上限に 利子を全額補給</u>	—
保証料補助	信用保証料の全額を補助		信用保証料の2分の1を補助

\* 利率が1.7%の融資については、都が0.2%の利子補給を実施し、実質的な利率を1.5%とします。

### (2) 農業・漁業特別対策資金<産業労働局>

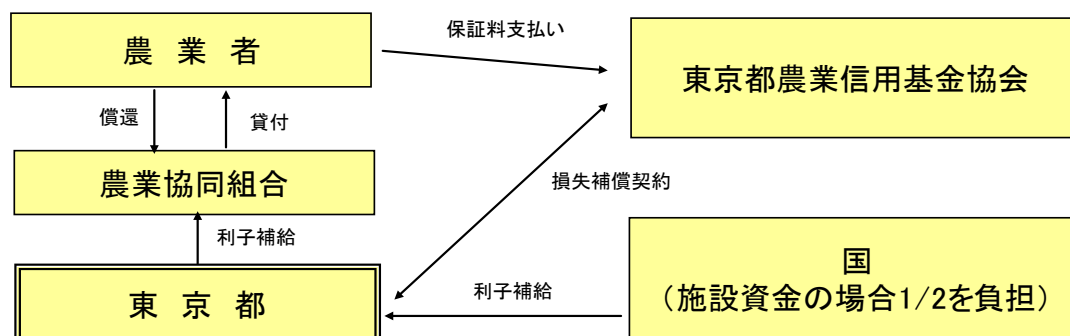
被災した農業者や漁業者への金融機関による融資（運転資金、施設資金）に対し、東京都が利子補給を行う。

(平成25年度実施中)

#### ア 農業特別対策資金（東京都農業近代化資金）

償還期限、据置期間、貸付金利、利子補給率等を決定するため、地元農業協同組合に対して資金需要調査を行い、現段階では需要なしとの回答を得ているが、今後も、必要に応じ調査を実施していく。

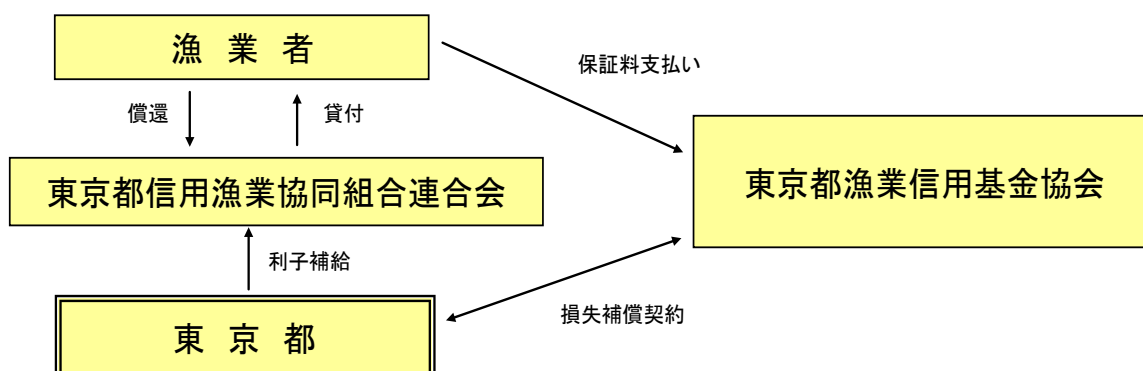
#### ○ フロー図





- イ 漁業特別対策資金（東京都漁業近代化資金）  
大島町の要望を踏まえ、資金需要調査等を検討する。

○ フロー図



(3) 山村・離島振興施設整備事業<産業労働局>

被災により使用出来なくなった栽培施設(パイプハウス、鉄骨ハウス等)、栽培関連施設(堆肥舎、貯水槽等)、農業用機械などについて、被災者の希望により、営農再開に向けた再整備に要する経費を東京都単独事業として一定の割合で補助する。

(平成 26 年度以降実施予定)

○ 被害状況

対象施設	被害農家数	被害施設数	被害の詳細
栽培施設	22戸	110棟	全壊31棟、一部損壊79棟、被害面積1.8ha
栽培関連施設	2戸	2基	堆肥舎、貯水槽(いずれも全壊)
農業機械	2戸	2台	油圧ショベル、トラクター(いずれも大破)

(4) 農地及び農業用施設災害復旧事業<産業労働局>

台風第 26 号によって被災した農地や農業基盤施設に対し、従前の効用回復を目的として、大島町が実施する復旧工事に係る経費について、国と東京都が一定の割合を負担する。

(平成 25 年度実施中)

○ 復旧工事規模 (平成 25 年 10 月 18、19、29 日に現地調査)

- ・ 農地：約 2 h a (土砂堆積等) <平成 27 年度まで>
- ・ 農業基盤施設：貯水池 2 か所 (取水口への土砂堆積)  
<平成 25 年度まで>

○ 被害状況



農地（元町神達地区）



沢立貯水池

**（５）大島災害復旧事業（基盤整備等）＜産業労働局＞**

ア 元町地区など海岸線の被害状況を東京都調査指導船で調査を実施し、5か所の漁場被害を確認した。また、その5か所の地先を優先して、潜水調査等を実施した。

（平成 25 年度実施済み）

イ 土砂流入による既存漁場の被害状況を調査し、その結果に基づき、大島町、漁業協同組合と調整の上、漁場計画を策定する。

（平成 25 年度実施中）

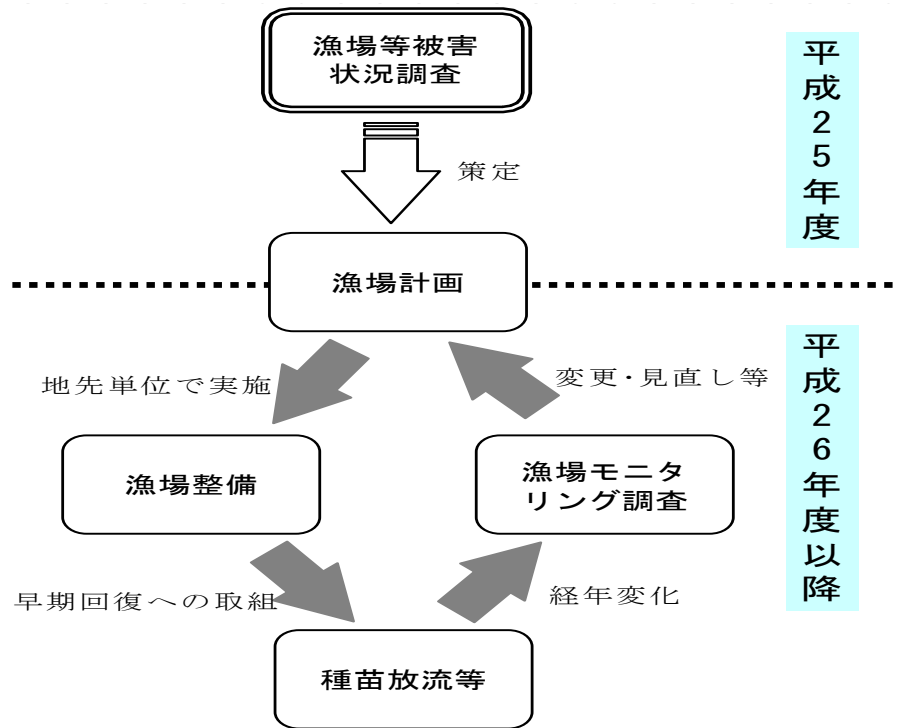
ウ 漁場計画を策定後、計画に基づき東京都において代替漁場等を整備する。また、漁場生産力の早期回復のため、種苗放流等の内容を拡充し、実施する。更に、既存漁場の回復状況を確認するため、モニタリング調査を継続実施する。

（平成 26 年度以降実施予定）



海底に堆積した流木等

○ フロー図



## 4 観光振興

東日本大震災をはじめ過去の災害から、一たび、災害が発生すると、観光で訪れる旅行者が減少する傾向にあり、災害発生前のように旅行者を呼び戻すには、多くの時間を要している。

過去の災害の教訓を踏まえ、早期に大島をPRするため、被災後初の開催となる平成26年の椿まつりにあわせた観光キャンペーンを実施するなど、観光復興をスタートさせる施策を集中的に展開することで、旅行者の回復を図るとともに、災害からの復旧復興を加速させる。

### (1) 観光キャンペーンの展開<産業労働局>

災害発生以降、伊豆大島を訪れる旅行者が激減したことに伴い、島内の観光関連事業者は深刻な状況に直面している。被災イメージを払拭し、旅行者を再び呼び込んでいくためにも、島内最大のイベントである椿まつりの期間にあわせ、観光キャンペーンとして、様々なかたちでの魅力の発信を行っていく。

(平成25年度実施中)

#### ア 椿まつりのPR等支援(平成25年度)

椿まつりへの支援を図ることで、効果の高い観光PR等を実施し、誘客の促進につなげていく。

- ・補助率：1/2以内
- ・補助限度額：500万円

#### イ 物産展等を活用した積極的なPRの実施(平成25年度)

特産品や季節の観光情報といった島の魅力を東京都が積極的に発信することにより、来場者に対して訪島意欲の喚起を図る。

##### (ア) 東京観光情報センターでの物販実施

- ・実施場所：東京観光情報センター(都庁第一本庁舎1階)
- ・実施期間：平成25年12月16日から平成26年1月31日まで
- ・実施内容：TOKYO地域特産品売店事業者及び大島町商工会と連携し、特産品等の販売を拡充実施

##### (イ) 全国観光PRコーナーでの物産展実施

- ・実施場所：全国観光PRコーナー(都庁第一本庁舎2階)
- ・実施期間：平成26年1月中旬
- ・実施内容：全国観光PRコーナーを活用し、特産品の販売を実施

- (ウ) 東京マラソンEXPO等における観光PRの実施
- ・実施場所：東京ビッグサイト及びイーストプロムナード
  - ・実施期間：平成26年2月20日から同月23日まで
  - ・実施内容：東京マラソンEXPO（2月20日から22日）及び東京大マラソン祭り（2月23日）において、観光PRブース及び物産スペースを設け、誘客PRを実施

ウ 多様なチャネルによる魅力の発信（平成25年度（一部は平成26年度））  
伊豆大島の魅力や台風災害からの復興状況等を積極的に発信していくことで被災イメージを払拭し、着実な誘客につなげていく。

(ア) ツイッター等SNSによる発信

- ・実施媒体：ツイッター及びフェイスブック（専用アカウントでの実施）
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(イ) 東京の観光ウェブサイト「GO TOKYO」への伊豆大島特設ページの設置

- ・実施媒体：GO TOKYO
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(ウ) ポスター及びデジタルサイネージによる広告作成・掲出

- ・実施媒体：ポスター及びデジタルサイネージ
- ・掲出予定箇所：（ポスター）都営線各駅及び都営施設等  
（デジタルサイネージ）新宿駅西口等
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(エ) テレビ・新聞等の活用（生活文化局とも連携）

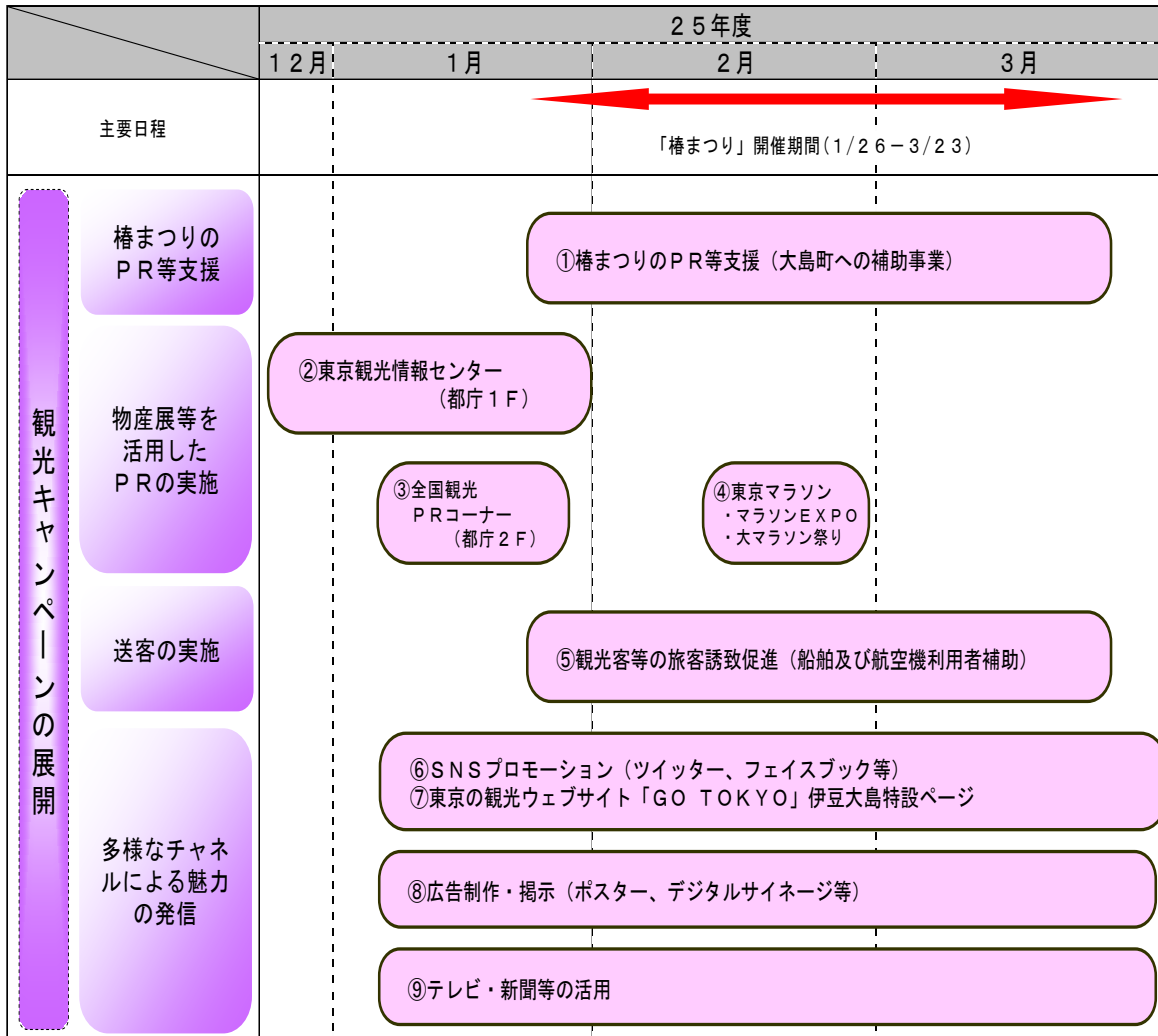
- ・実施媒体：テレビ・新聞等
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

## (2) 観光客等の旅客誘致促進<港湾局>

平成26年の椿まつりが実施される期間において、大島に來訪する旅客に対して、船舶利用者片道1,500円、航空機利用者片道2,500円の補助を行い、観光客の誘致を促進する。

(平成25年度実施予定)

○スケジュールイメージ



(3) 芸術文化を活用した復興支援<生活文化局>

今後、大島町の意向を踏まえながら、東京都交響楽団やヘブンアーティストを派遣するとともに、椿まつりなど観光行事との連携についても検討していく。

(平成25年度以降実施予定)

## 5 インフラ応急復旧

元町地区をはじめとした複数の地区で、都道 1 か所・町道 13 か所、林道 5 路線 44 か所、港湾・漁港 7 港、簡易水道など、島民の生活や島の農林水産業を支える重要なインフラが大きな被害を受けた。

発災直後の緊急的な応急対応に引き続き、都道・林道の復旧や町道の復旧における技術的支援の実施、港湾における土砂・流木の撤去など、復旧事業を早急に実施していく。

### (1) 道路災害復旧事業<建設局>

#### ア 都道の復旧

台風 26 号通過後、都道へ堆積した土砂の除去作業を実施するとともに、レスキュー・ナビゲーション（※）を活用した都道の点検調査を行い、台風通過後 2 日以内に都道の通行機能を確保した。被災箇所は、一般都道大島循環線（野増地区）の 1 か所である。

現在、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による、都道の災害復旧の実施に向けて調査・設計を実施している。平成 27 年度までの 3 か年で実施予定

（平成 25 年度実施中）

#### イ 町道の復旧支援

町道は、御神火スカイラインなど 13 か所被災した。大島町からの要請に応じて、国土交通省 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と共同でレスキュー・ナビゲーションを活用した町道の点検調査を行い、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき大島町道の被災状況を国に報告するとともに、町道の災害復旧事業に対して技術的支援を実施している。

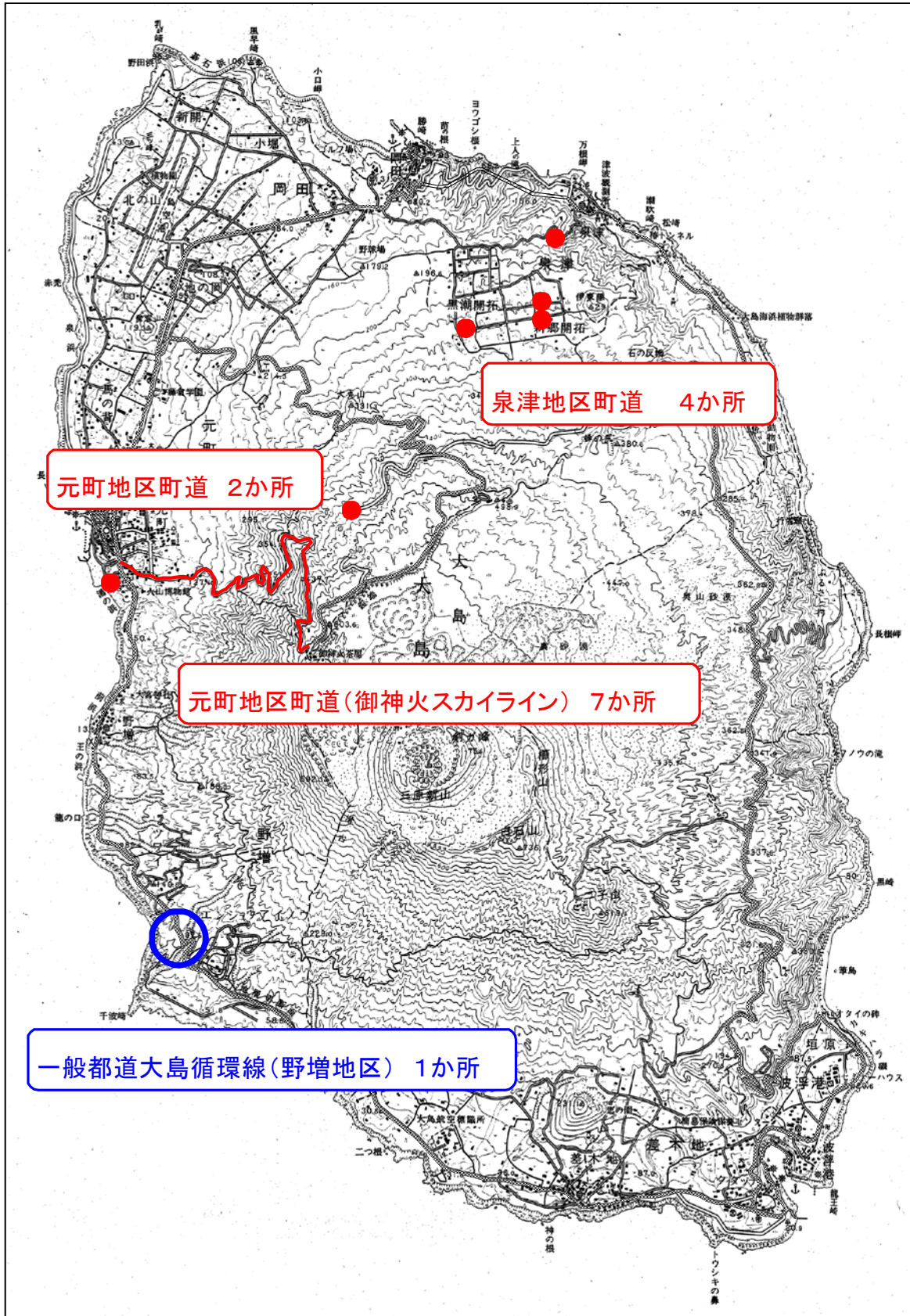
（平成 25 年度実施中）

※レスキュー・ナビゲーション：災害時において、携帯電話（GPS 付）を利用して、迅速・確実に道路被害情報の収集、都庁と各建設事務所間における効率的な情報共有の実現、道路の被害情報をデータベースで蓄積できるシステム



都道の被害状況

○ 道路（都道・町道）の復旧予定箇所





## (2) 林道災害復旧事業<産業労働局>

ア 平成 25 年 10 月 17 日から 20 日にかけて現地調査を実施し、島内全路線（5 路線）の被害箇所を把握した（44 か所）。

（平成 25 年度実施済み）

イ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に関する法律及び激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助の災害復旧事業については、25 年度中に着手し、3 か年で終了予定

（平成 25～27 年度実施予定）

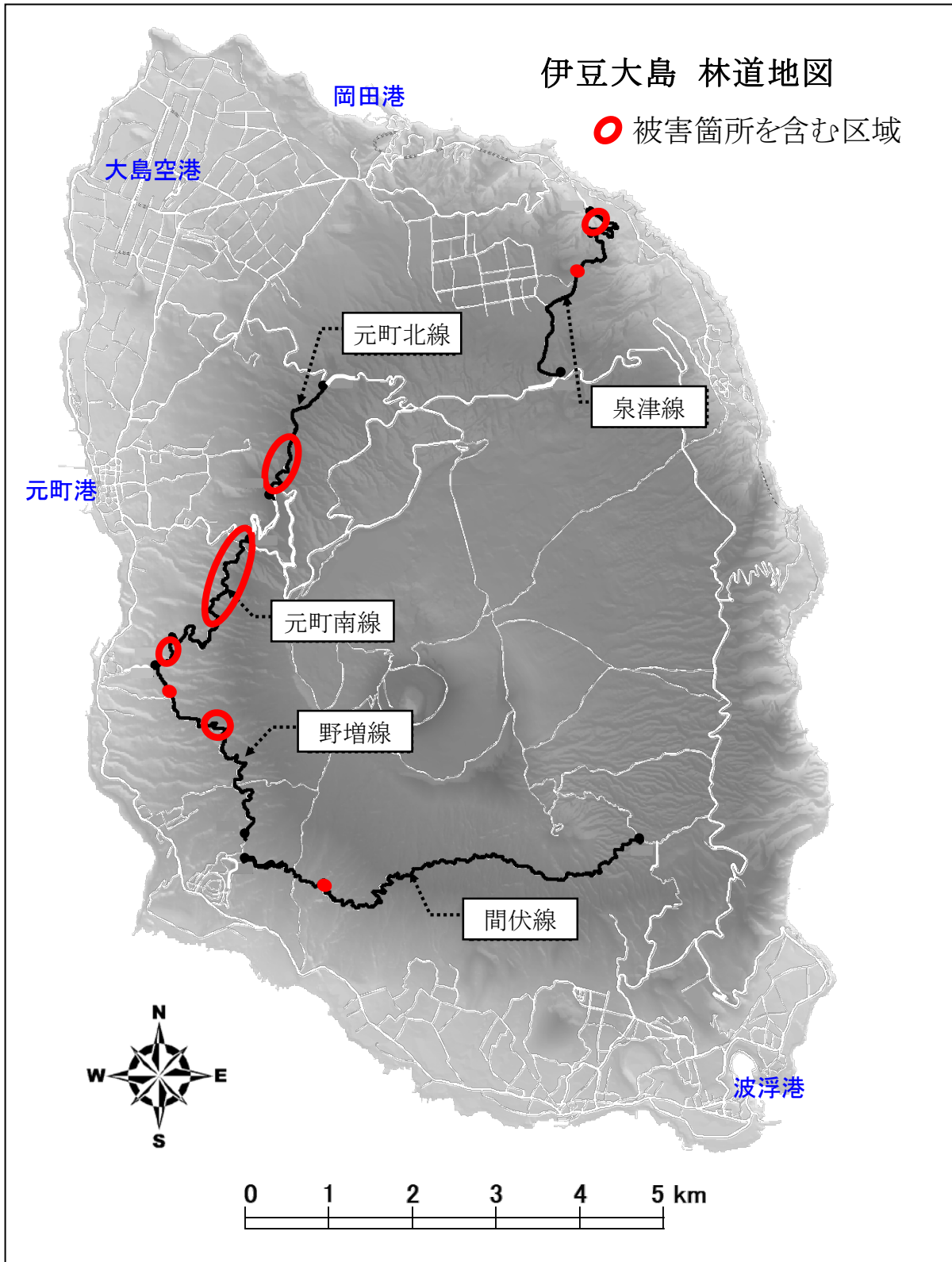
ウ 国の災害査定により採択されなかった被害箇所については、都単独で復旧工事を実施予定（終了年度は未定）

（平成 25 年度着手予定）

### ○ 各路線の被害箇所数と復旧延長

路線名	開設延長(km)	被害箇所数	復旧延長(m)
泉津線	4.2	6	275
元町北線	2	14	455
元町南線	3.5	19	654
野増線	4	4	163
間伏線	8	1	14
合計	21.7	44	1,561

○ 林道被害状況



(3) 港湾施設等災害復旧事業<港湾局>

ア 元町港、岡田港、波浮港、元町漁港、岡田漁港、野増漁港及び泉津漁港の7港において、岸壁や道路等陸上部における土砂・流木の撤去など、緊急工事を実施した。

(平成 25 年度実施済み)

イ 元町港、元町漁港及び元町漁港海岸において、泊地等の水中部における土砂・流木の撤去など公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害復旧工事を実施している。平成 26 年完了予定

(平成 25 年度実施中)

元町漁港



堆積土砂・流木を撤去



元町港



堆積土砂・流木を撤去

ウ 岡田漁港の山腹崩壊による道路不通箇所において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧工事を実施しており、道路の土砂撤去を完了するとともに、仮設道路を整備し通行止めを解消した。道路の本復旧は、平成 25 年度内の山腹崩壊地の応急工事完了後、災害復旧工事として実施する。平成 26 年完了予定

(平成 25 年度実施中)



岡田漁港



仮設道路を整備

(航空写真は、株式会社パスコ撮影)

#### (4) 水道施設復旧事業の支援事業<福祉保健局>

台風26号による停電及び水道施設への直接の被害により約3,000世帯が断水したが、停電の復旧及び大島町による応急復旧工事の実施により、11月1日までに随時断水を解消した(ただし、土砂により家屋、道路が流出、埋没して、住民が避難している地区を除く:神達地区)。

- ・ 管路被害4か所応急復旧完了 合計延長L=110m
- ・ 応急用給水設備設置 3か所

##### ア 復旧事業への支援事業

大島町の復旧事業に対して、事業費の補助を行う。

本事業には国庫補助金(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱による)が適用となる。

3か年での事業実施を予定しているが、水道管を埋設している町道や林道、土地等の管理者による各施設の復旧に合わせて行う必要があることから変更となる場合がある。

(平成25年度実施中)

##### イ 復旧事業への技術的支援

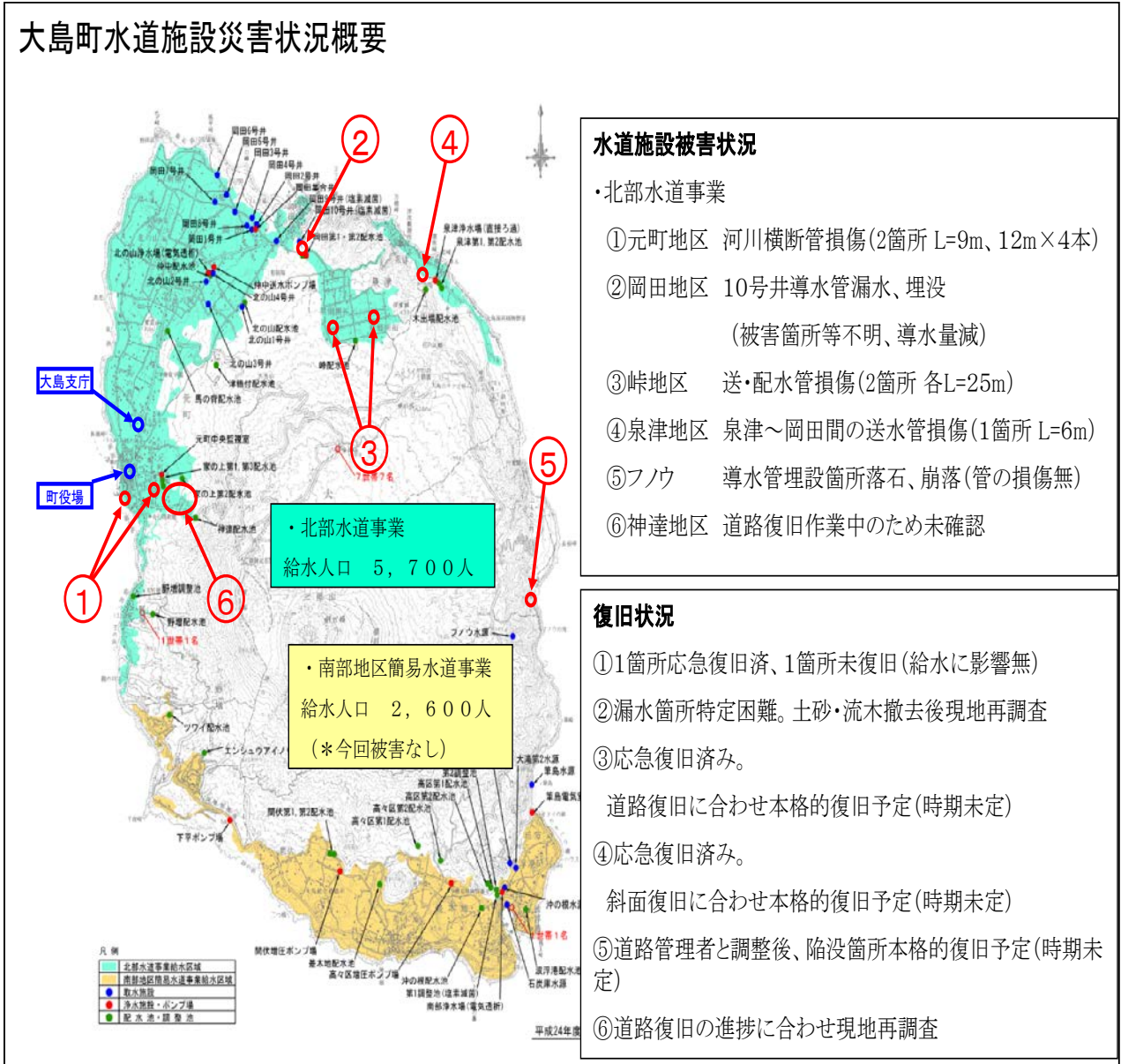
大島町による、復旧事業実施への技術的支援を行う。

復旧事業の工程計画、施工方法、道路管理者等関係機関との調整など、事業が円滑に進むよう技術的なアドバイスを行う。

(平成25年度実施中)

○ 水道施設被災状況及び応急復旧状況

大島町水道施設災害状況概要



## 6 都市復旧

元町地区を中心に市街地等おおむね 130ha の範囲から流木や建設混合廃棄物など膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂が発生し、集積場所へ集められている。

特に、市街地にある集積場所からは、悪臭や粉じんが発生するなど、復旧・復興に向けた取組みの支障となっている状況にある。

そこで、島内で発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理していくため、都は、災害廃棄物等の島外処理を含め、最大限の支援を実施していく。

### (1) 災害廃棄物処理事業<環境局>

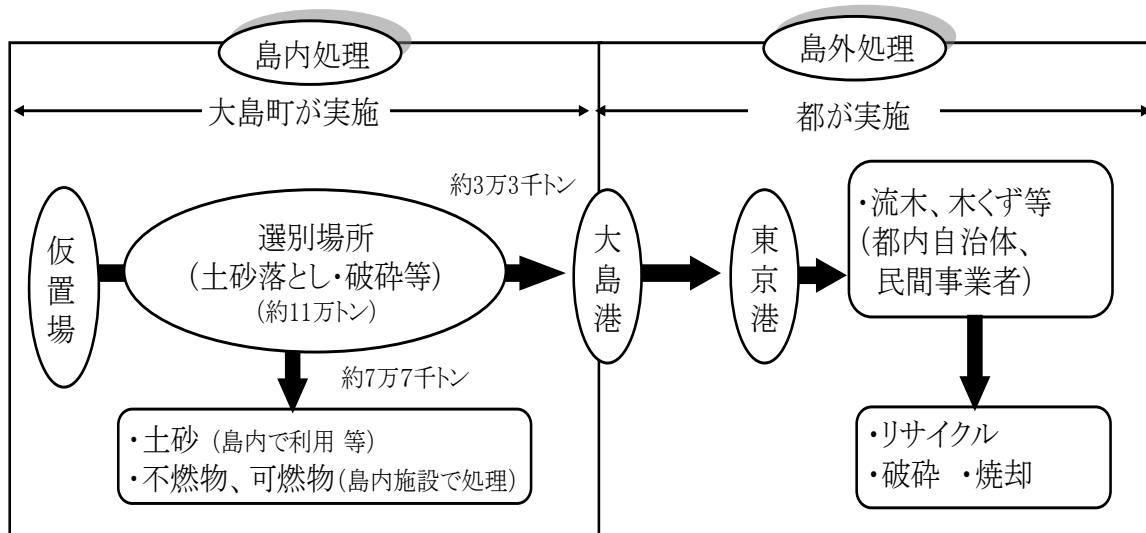
土砂災害で発生した流木等の災害廃棄物等（推定約 11 万トン）を迅速に処理するため、大島町と都の関係部署とで「大島町災害廃棄物対策連絡調整会議」を設置し、「大島町災害廃棄物等処理方針」を策定した。方針では、大島町が実施する処理事業のうち、島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行うことが示された。

東京都は、平成 25 年 11 月に都議会の議決を経て、大島町より島外処理分を受託した。

平成 25 年 12 月 5 日に大島町が策定した「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき、都は、大島町と連携し、区市町村や民間事業者の協力を得て、災害廃棄物の処理を実施していく。

なお、悪臭や粉じん等が発生し、対策が急務である廃畳・布団等及び建設混合廃棄物の搬出を平成 25 年 12 月 17 日から開始（先行実施）

平成 26 年 1 月から搬出を本格実施し、平成 26 年中に処理終了予定  
(平成 25 年度実施中)



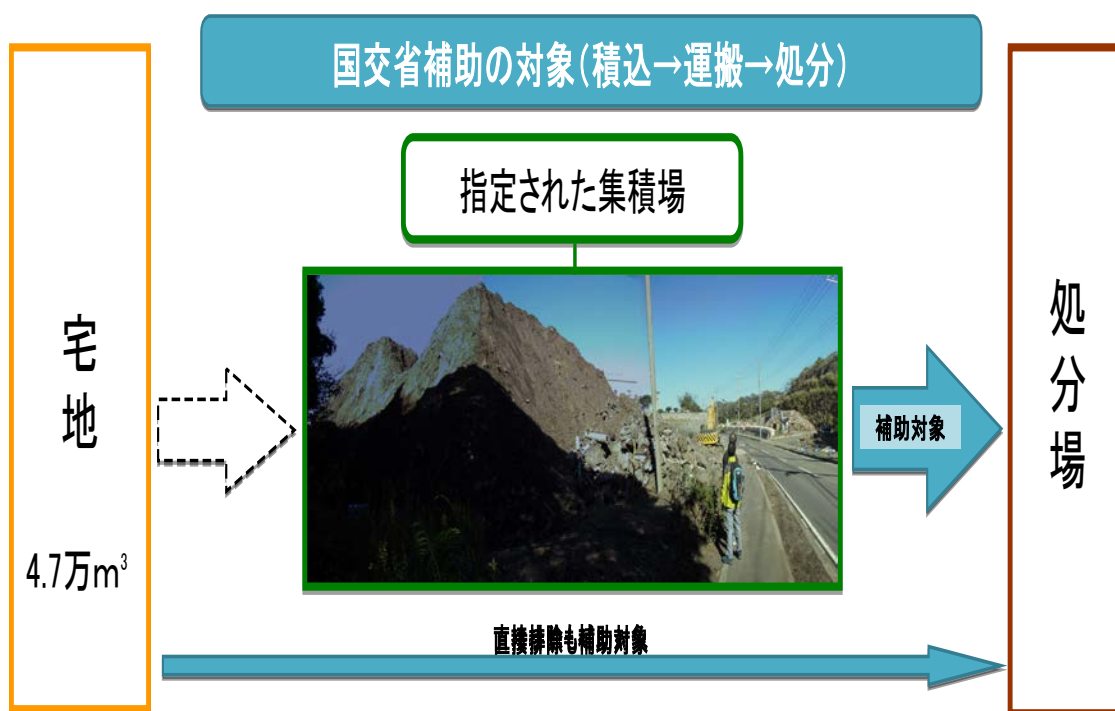
## (2) 堆積土砂除去事業<都市整備局>

土砂災害で約 4.7 万 m<sup>3</sup> の土砂等が宅地に堆積したため、大島町及び自衛隊等が除去作業を実施し、指定された集積場（仮置場）に搬出した。

（現在も、大島町において除去作業は継続している。）

平成 25 年 12 月 5 日に大島町が策定した「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき、仮処分から最終処分へと一連の作業工程を大島町が円滑に実施できるように支援を行い、平成 26 年中の完了を目指す。

（平成 25 年度実施予定）



### ○ 参考

- ・ 災害廃棄物：計 約 3 万 9 千トン  
（内訳） 島外処理量（流木、建設混合廃棄物等）：約 3 万 3 千トン  
島内処理量（可燃性廃棄物、コンクリートがら等）：約 6 千トン
- ・ 土砂堆積量：計 約 7 万 1 千トン  
（災害廃棄物が混ざり、選別処理が必要な土砂等）





家屋等からの廃棄物



土砂付きの流木



国民宿舎横に仮置された堆積土砂